

〔資料〕県中央福祉相談センターの業務概要—平成23年度版を読む

児童相談所での援助活動の

半分以上が児童虐待

〔福祉相談所の概要〕

新潟県福祉センターは県内5カ所（新潟中央、新発田、長岡、南魚沼、上越）に児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を、そのうち新潟中央に女性相談所を配置して子どもや障害者の福祉、女性の福祉や相談援助活動を開催しています。

以下、ホームページに掲載された業務概要（平成23年度）から主に児童相談所にかかる相談、援助状況を見てみよう。尚、新潟市は平成19年度から政令指定都市への移管により県の管轄からはずれ統計から除外されています。

〔相談の概要〕

平成23年度に児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の3相談所で受け付けた全受付件数等は以下の通り。（）内は平成19年度。

3相談所の受付状況	
全受付件数	1万7,115件（1万7,321件）
延べ援助件数	7万1,184件（6万4,110件）
一件あたりの援助件数	4・16件（3・7件）

受付件数では、ここ数年はほぼ横ばいだが、援助件数が著しく増加しています。

業務概要是「児童虐待や非行相談など複雑で解決困難な相談が増えており、多くのエネルギーを投入せざ

るを得ない」と述べています。

〔児童相談 一件あたりの援助件数が増えている〕

児童相談、身体障害者相談、知的障害者相談の3相談所の受付件数から、児童相談関係の受付件数を抜き出してみると以下のようない数字になります。

児童相談所の相談件数等

全受付件数	3,506件 (3,451件)
延べ援助件数	3万1,320件 (2万3,541件)
1件あたりの援助件数	8・93件 (6・82件)

この5年間で全受付件数は微増なのに、援助件数は逆に増加しています。特に一件あたりの平均援助件数の増加が著しい。

児童相談の件数は3相談所全体のなかで20%程度なのに、逆に1件あたりの平均援助件数は2倍以上になっています。これは子どもを取りまく状況の困難さを物語つていると思われます。

〔児童相談の受付年令のヤマは14才〕

児童相談件数はここ数年はほぼ3,000件台で推移しています。受け付けた事例を年令別で見るとほぼ12才から15才にヤマがあり、14才がもつとも多くなっています。この年代が特に不安定な精神状況にあることがわかります。

次に相談種別では①障害相談 (42・5%) ②養護相談 (34・5%) ③育成相談 (14・2%) の順番になっています。

相談経路別では①市町村経由 (43・4%) ②家族・

親戚 (30・0%) ③学校等 (9・7%)。

対応別では①助言指導 (85・6%) ②児童福祉施設等への措置 (20・0%)。

〔児童相談の援助件数の半分は虐待〕

児童相談所が受け付けた相談件数3,506件のなかで、児童虐待に関する相談件数は633件。したがって児童相談件数全体のなかでは18%程度ですから決して大きな数字ではありません。ところが児童相談所で23年度に実施した全援助件数は3万1,320件ですが、そのうち児童虐待にかかわって実施した援助件数は1万6,343件になります。

児童相談所での援助活動の半分以上が児童虐待

実際に児童相談所の活動の半分を占めていることになります。

〔児童虐待の受付件数は激増傾向〕

児童虐待の対応件数は平成23年度では603件で、最近は横ばい状態にあります。

ここ数年、子どもへの虐待に社会の目がきびしくなっていることが、虐待を減少させているのか、あるいは虐待を見えていたりするのか検証が必要です。

児童虐待の内訳

身体虐待	272件 (45・1%)
保護怠慢・拒否 (ネグレクト)	194件 (32・2%)
心理的虐待	116件 (19・2%)
性的虐待	21件 (3・5%)

〔児童虐待で、一時保護するケースが増加〕
児童相談所が虐待を受けた児童を一時保護(※)した件数は以下の通りです。

一時保護の内訳

一時保護児童数	399人 (337人)
一時保護したうち被虐待児数	198人 (184人)
延べ保護日数	1万692日 (7,641日)
一人あたりの保護日数	26・8日 (22・7日)

(文責・大滝浩道)

※一時保護は子どもをそのまま放置することが、子どもの福祉を害すると判断したときは児童相談所長の権限で実施することができる。

被虐待者を年令別に見ると①小学生233件(38・6%)、②3才～学齢前が131件(21・7%)になっています。

また主たる虐待者は①実母390件(64・7%)、②実父150件(21・7%)で殆どが実の両親になつてています。

います。数字の大小にかかわらず、事態の深刻さがわかります。